

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

a. 基本理念

古畑病院は、「医療の質」と「患者安全」を最優先とし、医療事故の発生・再発を防止するために組織的な医療安全体制を確立します。万が一事故が起こった場合には、患者の生命と健康を最優先に考え、迅速かつ適切に対応します。

b. 行動指針

- 患者中心の医療
患者の権利と意思を尊重し、信頼される医療を提供する。
- 患者確認の徹底
すべての医療行為で患者確認を義務付け、確認・再確認を徹底する。
- 円滑なコミュニケーション
患者・家族・医療チーム間で十分な情報交換を行い、相互理解を深める。
- 正確な記録
医療行為や観察結果を漏れなく記録し、事故防止と質向上に役立てる。
- 情報共有と報告
インシデント・アクシデントをすべて報告し、原因分析と再発防止策を組織で共有する。
- 職員の健康管理
職員自身の健康を維持し、安全な医療の提供に支障がない状態を保つ。
- 教育・研修の継続
医療安全に関する最新の知識と技能を習得するため、計画的な教育・研修を実施する。

2. 医療に関わる安全のための組織・体制

a. 医療安全管理委員会の設置と運営

- 医師・看護師・薬剤師・事務職など多職種で構成し、医療安全に関する方針決定と改善策の立案を担う。

- 月例会議など定期的な開催により、院内の安全対策を継続的に評価・強化する。

b. 安全管理責任者の配置

- 医療安全管理者(リスクマネジャー)
 - 医薬品安全管理責任者
 - 医療機器安全管理責任者
- 各責任者は自部門のリスクを把握し、対策を立案・実行したうえで委員会へ報告する。

3. 医療安全管理のための職員研修

- 全職員を対象に、年2回の医療安全研修を計画的に実施する。
- 研修ではインシデント事例の共有、最新ガイドライン、手技確認などを取り上げる。
- 研修後に理解度テストやアンケートを実施し、成果を測定するとともに内容を改善する。

4. 報告制度等、医療安全確保を推進するための方策

- a. 医療安全管理マニュアル
策定し、法令改正や院内実情に応じて随時改訂する。
- b. インシデント・アクシデント報告制度
全事例を所定様式で速やかに報告・共有する。
- c. インフォームドコンセント
診療内容・リスクを説明し、同意取得を徹底する。

5. 医療事故発生時の対応

事故の種類・規模を問わず、患者の生命・健康・安全を最優先に行動する。

6. 患者との情報共有

- a. パートナーシップの構築
患者と医療従事者が協力し、安全な医療環境を共に築く。
- b. 指針の閲覧への迅速対応
患者または家族から医療安全管理指針の閲覧を求められた際は、速やかに応じる。

7. 患者からの相談体制

a. 迅速かつ適切な対応

患者または家族から相談を受けた際は、担当職員が速やかに適切な対応を行う。

b. 守秘義務の徹底

相談内容は厳重に管理し、本人の同意なく第三者へ開示しない。

8. その他の医療安全に係る必要事項

a. 診療記録の正確性

診療記録は時刻を含め正確に記載する。

b. 指針の周知と定期見直し

本指針は全職員に周知し、医療法改正などに合わせて定期的に更新する。